

TAViS（タービス）ストリーム 利用規約書

貴社（以下、甲）と、株式会社プラネックス（以下、乙）は、乙の企画・運営するストリーミング配信サービス「TAViS ストリーム」（以下、本サービス）の利用に関し、以下の規約（以下、本規約）を締結する。

第1条（適用）

- 1.本規約は、甲と乙の本サービスの利用方法等について定めたものである。
- 2.本規約の合意をもって、甲は本サービスを利用できる。

第2条（利用申請）

- 1.甲は、本規約に同意押印し、申込書または乙の WEB 上のご注文フォーム等から注文タイトルおよび必要事項を記載後、乙が利用日より前にその内容を確認できるように利用申請をすること。
- 2.甲は、アカウントの発行に必要な、会社名、住所、部署、担当者、メールアドレス、連絡先電話番号を乙へ知らせること。

第3条（本サービス用動画 URL の有効期間ならびに利用料金）

- 1.乙が発行する動画 URL の期限は、利用開始日より双方合意の契約期間までとする。
- 2.本サービスの利用料金は、乙が別途定める利用料金および支払方法に従い、甲が支払うものとする。

第4条（禁止行為）

- 1.著作権法に反する行為。
- 2.甲は、会議アプリの画面共有機能で本サービスを使用することはできない。また、PC やタブレットの機能または外部機器を利用して映像を保存する行為を禁止する。なお、会議アプリを使用せずに行う集合研修での本サービスの利用は、禁止行為に該当しない。
- 3.甲は本サービスの利用によって得た配信システムに関する技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する一切の情報（文書、電子ファイル、口頭、その他の情報媒体を含む）を第三者に開示または漏洩してはならない。
- 4.本サービスの正常な運用を阻害する行為。
- 5.信義誠実に反する行為および乙の利益を不当に害すると判断される行為。
- 6.甲は、すべての利用者へ第4条の周知を徹底する。

第5条（動画 URL の提供）

乙は、甲による第2条の利用申請確認後、1 営業日～14 営業日以内に動画 URL を甲へ伝えるように努める。

第6条（情報の譲渡禁止等）

甲は、本規約により得た権利を第三者に譲渡、売買、リース、名義変更、質権の設定 またはその他の担保に供する等の行為はできない。

第7条（超過料金の清算）

- 1.乙による本サービスの請求は見積書通りとするが、その見積書の規定により超過料金が発生する場合、利用期間終了後、乙は速やかに甲に対し超過料金の請求書を送ること。
- 2.甲は、乙からの請求書に記載の支払い条件にて1項に定める超過料金を支払わなければならない。
- 3.本サービスの運営に支障が出る超過料金が発生した場合は、利用の停止か利用期間終了前に清算をするなど、甲および乙は両者協議のうえ解決すること。

第8条（設備等）

- 1.甲は、本サービスを利用するにあたり動作に必要なデバイス、ソフトウェア、オペレーティングシステム、回線、その他一切の確認（動作環境も含む）を自己の責任と費用をもって準備する。
- 2.甲は前項の他、電話代等の通信費用、インターネットへの接続費用、電気代、その他本サービスを利用するために必要な費用が別途かかることを了承し、これを負担する。

第9条（本サービスの変更・中断・中止・終了）

- 1.第2号を除き、乙は以下の事項について、事前に甲へ通知するものとする。
 - (1)甲が本規約に違反した場合、乙は本サービスの内容を変更、中断もしくは中止することができる。
 - (2)乙は、本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または天災、停電、通信の遮断等により本サービスの提供が困難となった場合、本サービスの提供を中断することがある。
 - (3)乙は、本サービスの料金または内容を変更する場合、もしくは事業継続が困難となり本サービスの提供を終了する場合には、事前に甲へ通知するものとする。甲は、これを理由として本契約を即時に解約することができるものとし、乙は、未提供のサービス期間に相当する料金を日割り計算にて返還する。

第10条（乙の免責）

- 1.乙の責めに帰すべき事由がない場合に限り、本条を適用する。
 - (1)乙は、信義誠実に本サービスを運営し、本サービスで生じた故障や損害など一切の責任を負わない。
 - (2)乙は、第9条に伴う甲または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。
 - (3)甲は、本サービスの利用とその結果について一切の責任を負うものとする。
 - (4)甲は、本サービスの利用により、乙または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第 11 条（利用規約の改定）

1. 乙は、本規約を改定する場合、事前にその内容および改定日を甲へ通知する。
2. 本規約の改定後、甲が本サービスを利用したことをもって改定に同意したものとみなす。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は相手方に対し、自らまたはその再委託先(再委託が数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。)、その代表者、責任者、役職員または実質的に経営権を有する者が、次の各号に該当することを表明し、かつ各号を遵守することを誓約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力）に属しないこと。

(2) 反社会的勢力を利用しないこと。

(3) 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。

(4) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(5) 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞を用いないこと。

2. 甲および乙は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。甲および乙は、自らまたはその再委託先が、本サービスの提供または利用に関し、反社会的勢力による不当要求または業務妨害（以下、不当介入）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または再委託先にも断固として拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに相手方にその事実を報告し、相手方の捜査機関への通報および得意先への報告に必要な協力を行うものとする。

3. 甲および乙は、相手方が前各項のいずれかに違反したときは、何らの催告なくして本サービスの提供または利用を解約することができる。

4. 前項の規定により、甲または乙が、解約した場合には、相手方に損害が生じても解約した当事者は何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、当該解約により解約した当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

第 13 条（協議）

本規約に定めなき事項または契約事項に疑義を生じた場合は、甲および乙は両者協議のうえ、これを解決するものとする。

第 14 条（合意管轄）

本規約に関連して甲乙間に生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とする。

【注意事項 (TAViS ストリーム)】

■ご契約前に、必ず再生環境をご確認ください。

■WEB 会議アプリでの画面共有では使用できません。

■本サービスの動画サイズは 1 本約 500MB です。5G、LTE によるテザリングや、公衆無線 LAN では再生が不安定になる可能性があります。ご利用は、高速回線の有線接続およびそれに準じた接続を推奨しております。

■TAViS 対応ブラウザは Edge/Google Chrome/Fiefox/Safari です。いずれも最新版にアップデートしてください。その他のブラウザでの動作保証はしておりません。

株式会社プラネックス 御中

令和 年 月 日、本規約について同意します。

住 所 :

会社名 :

担当責任者 :

○印